

御杖村重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部を改正する告示

御杖村重度心身障害老人等医療費助成要綱(昭和 58 年御杖村要綱第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「高齢者医療確保法に基づく被保険者証及び身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添えて」を「身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添え、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)を提供し、又は資格確認書等を添付する方法(以下「個人番号提供等」という。)により被保険者であることの確認を受けたうえ、」に改める。

第 7 条第 1 項中「高齢者医療確保法に基づく被保険者証及び身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添えて」を「身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添え、個人番号提供等により被保険者であることの確認を受けたうえ、」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証の有効期間の満了の日までの間は、この告示による改正後の御杖村重度心身障害老人等医療費助成要綱第 3 条又は第 7 条の第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。